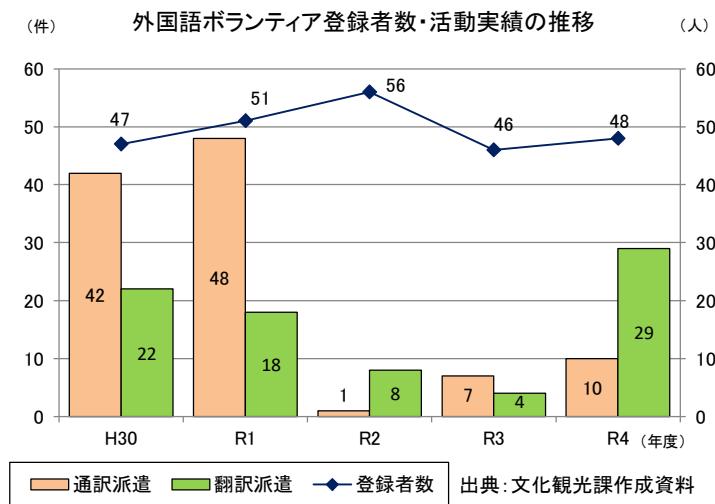


2. 多様性を尊重し合えるまち

1. 多文化共生の推進

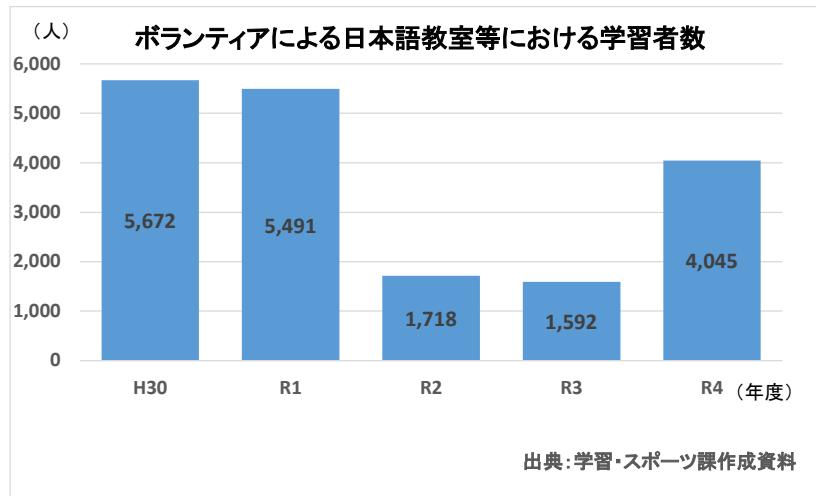
1. 外国語ボランティアの活動

地域の国際交流を推進するため、外国語が堪能な区民などに「外国語ボランティア」として登録いただいている。主に府内各課からの依頼に応じて、それぞれの語学力を活かした活動を行っている。近年は外国人住民の増加と多言語化への対応のため、登録・派遣件数が増加傾向にある。29年度は委託業者に依頼するもの（生命に関する内容、多量の文書等）が多くなった影響もあり、外国語ボランティアの方への依頼件数が減少した。また、30年度の登録者数について次期登録更新の意向確認を行った結果、減少した。それ以降の令和元年・2年度は登録者数が緩やかに増えていたが、コロナの影響で令和3年度の登録更新者が減った為、登録者数も減少した。



2. ボランティアによる日本語教室等における学習者数

外国籍住民等を対象とした日本語教室は、1団体増えて10団体となり、10団体の内、休止しているのは2団体である。コロナ禍後はすべての教室において、学習者がかなり増えている状態である。



基本計画(豊島区基本計画2022-2025) 施策の進捗状況を測る参考指標	現状値 <2019年度>	目標値 <2025年度>	参考値 <2030年度>
ボランティアによる日本語教室等における学習者数【人】	1,718 ※R4.9 数値修正	2,230	4,584

2－1 多文化共生の推進

3. 区民ひろばにおける異文化理解事業の件数

令和2年度より開始した事業。令和2・3年度は新型コロナウイルスの影響により、R2.3.2～R2.6.7及びR3.4.25～R3.5.31まで全館一時休館していたため、事業件数が少なかった。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策を段階的に緩和したため、事業件数が増加した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区民ひろばにおける異文化理解事業	1件	3件	25件

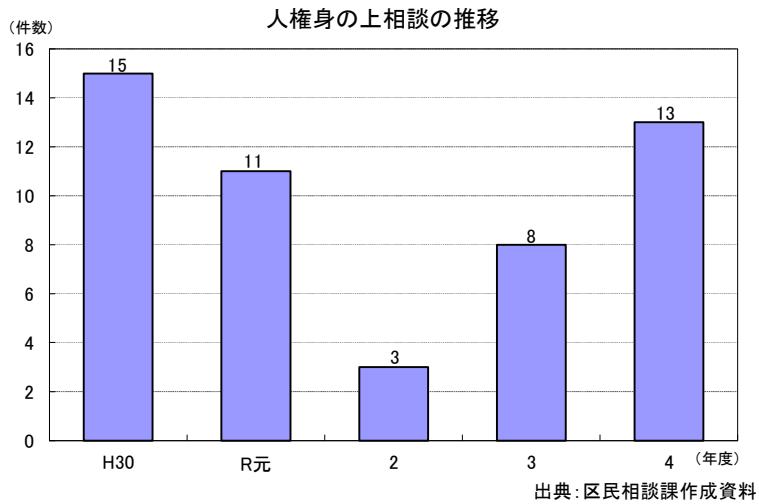
出典：地域区民ひろば課作成資料

基本計画(豊島区基本計画2022-2025) 施策の進捗状況を測る参考指標	現状値 <2020年度>	目標値 <2025年度>	参考値 <2030年度>
区民ひろばにおける異文化理解事業の件数【件】	1	26	52

2. 平和と人権の尊重

1. 人権身の上相談

人権侵害等の相談という特殊性により、相談件数自体は少ないが、一定数の需要はある。ここ数年では平成30年度が最も多く、相談件数は1~13件の範囲で推移している。令和2年度が極端に少ないので、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、対面による相談を休止したためである。なお、電話相談は新型コロナウイルス感染症の流行前から実施しており、コロナ禍においても継続実施している。令和4年度も引き続き対面による相談は休止し電話相談を実施している。



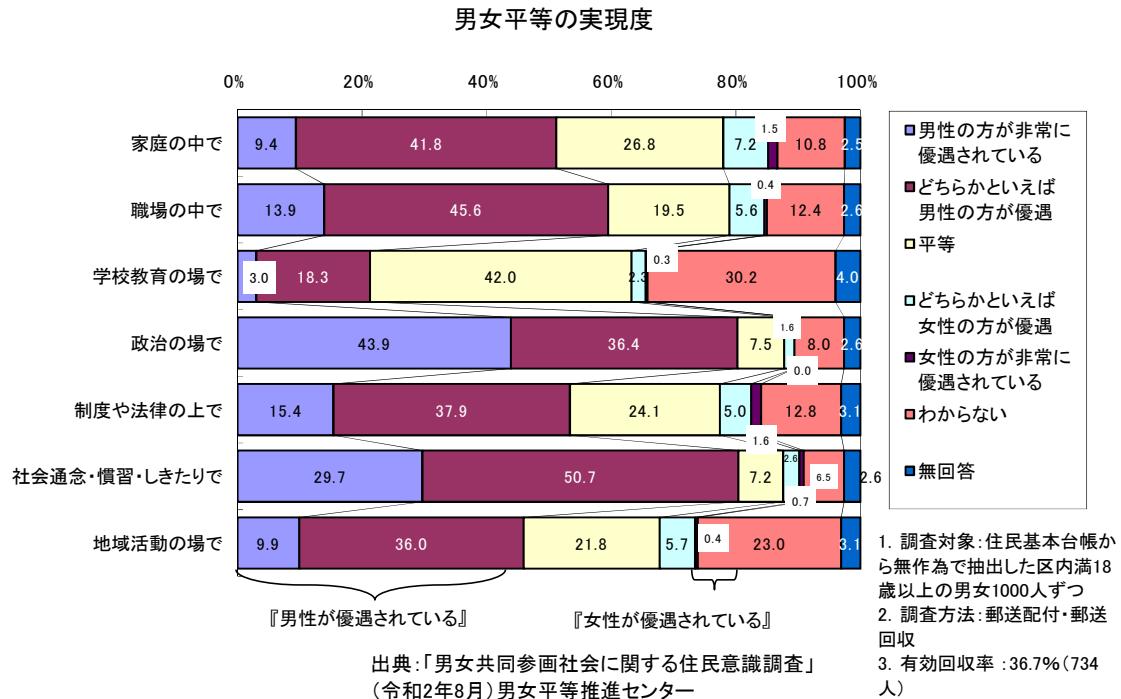
【人権身の上相談とは】

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、無料でいじめや差別などの人権侵害に関する相談を受けている。
相談日は、毎月第2・第4木曜日の午後1時から4時まで。相談場所は、区役所本庁舎4階「面接・相談室」。※新型コロナウイルス感染症の影響により対面相談は休止。
なお、人権擁護委員専用電話による電話相談は新型コロナウイルス感染症の流行前から実施している。

3. 男女共同参画社会の実現

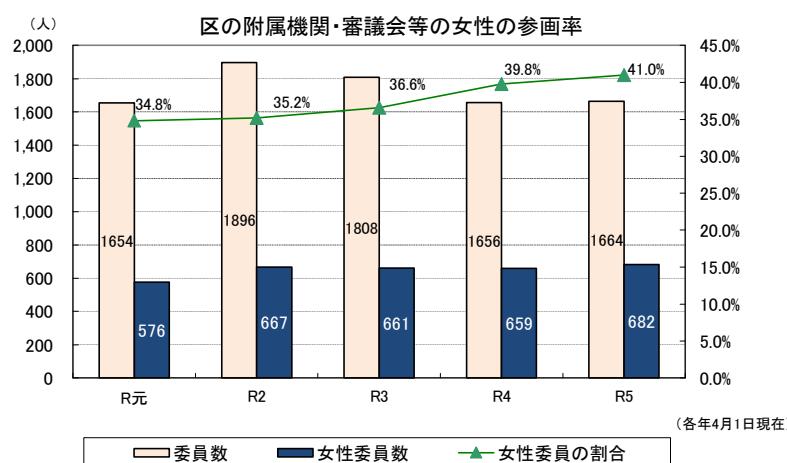
1. 男女平等の実現度

男女平等だと感じている割合は「学校教育の場で」が42%と最も高くなっている。その他の項目においては『男性の方が優遇されている』と感じている人が依然として多くなっている。特に「社会通念・慣習・しきたりで」「政治の場で」で8割以上、続いて「職場の中で」の順で約6割を『男性が優遇されている』が占めている。



2. 附属機関・審議会等の女性の参画状況

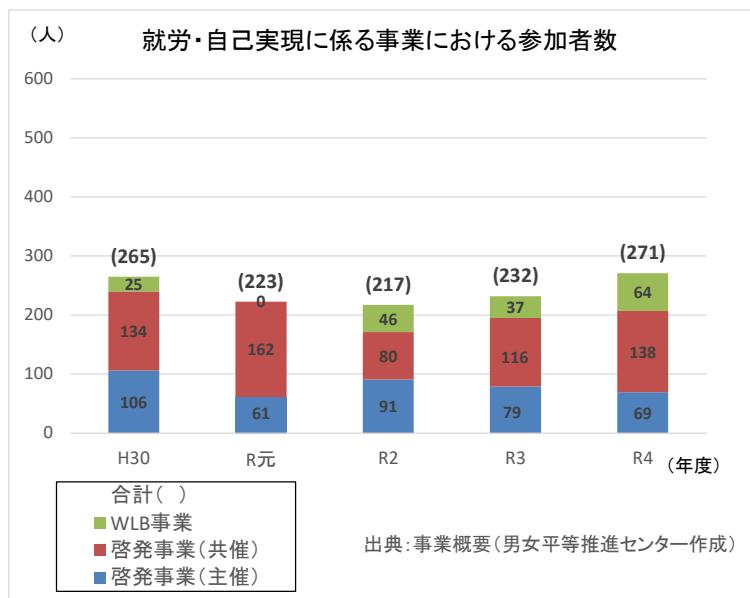
「第4次としま男女共同参画推進プラン」において区の附属機関・審議会等の女性の参画率について、計画期間最終年度である令和3年度の目標値を40%としていた。参画率は毎年度堅調に上昇し、令和5年4月1日現在41.0%となっている。なお、「第5次としま男女共同参画推進プラン」においては計画期間最終年度である令和8年度の目標値を50%としている。



基本計画(豊島区基本計画2022-2025) 施策の進捗状況を測る参考指標	現状値 <2020年度>	目標値 <2025年度>	参考値 <2030年度>
区の附属機関・審議会等の女性の参画率[%]	35.2	50.0	50.0

3. 就労・自己実現に係る事業における参加者数

就労・自己実現をテーマとする啓発講座やワークライフバランス推進事業の参加者数である。令和元年度以降、コロナ禍による事業中止等により、参加者数が減少していたが、令和4年度より利用者数制限等が緩和されたことにより、参加者は増加した。



基本計画(豊島区基本計画2022-2025) 施策の進捗状況を測る参考指標	現状値 <2020年度>	目標値 <2025年度>	参考値 <2030年度>
就労・自己実現に係る事業における参加者数【人】	217 ※R4.9 数値修正	400	650

4. 男女平等推進センター（エポック10）相談室の相談状況

一般相談件数は、平成29年度のエポック10改修移転後、年々増加し、令和2年度は過去最高となった。相談内容は「生き方（こころ）」についてが最も多い。内、DVの件数は211件である。離婚の問題などを扱う法律相談等専門相談は減少傾向にあったが、令和2年度以降は増加傾向に転じている。一般相談から専門家による相談につなげる等、連携強化による相談支援の充実を図っている。

（1）一般相談 ※来所相談は事前に連絡

月曜日～土曜日 午前9時～12時・午後1時～5時（毎月最終月曜日・年末年始・祝日を除く）

年度	H30	R元	R2	R3	R4
件数	1,410	1,885	2,307	1,904	1,760

内 容	(令和4年度)				
	1 傾 聴	2 情 報 助 言 提 供 ・	3 関 連 機 関 を 紹 介	4 他 機 関 へ の 対 応 依 頼	合 計
1 生き方（こころ）	623	352	6	0	981
2 夫婦・親子・男女	296	181	20	3	500
3 人間関係（仕事・暮らし）	257	130	3	1	391
4 からだ・性	60	36	5	0	101
5 その他	580	153	13	1	747
合 計	1,816	852	47	5	2,720
(うちDV)	211	153	35	11	410
(うち子への虐待)	91	80	8	4	183
(うちセクハラ)	0	0	0	0	0

※1件の相談に複数の対応をした場合、それぞれの対応欄に計上しているため相談件数と相談状況の合計件数は一致しない。

出典：事業概要（男女平等推進センター作成）

（2）専門相談 ※予約制（相談希望月の前月初日から希望日前日午後5時まで受付

ただし、DV相談については、当日午後7時30分まで予約可）

法律相談：女性弁護士 2名

第1金曜日（午後1時30分～4時30分）

第3金曜日（午後6時～9時）

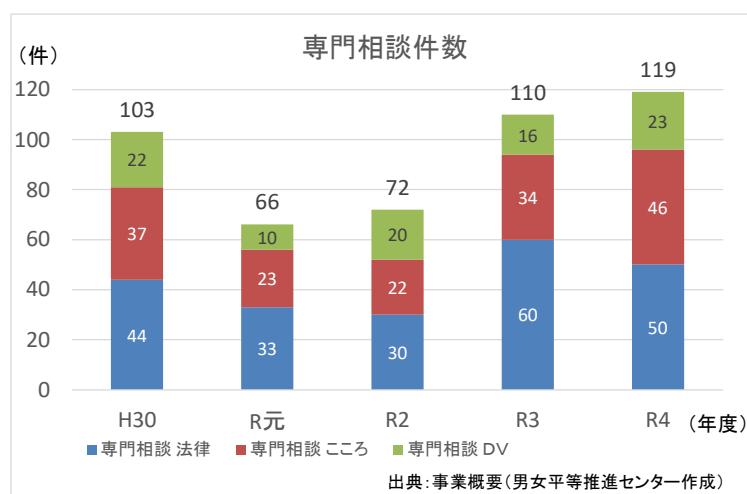
こころ相談：女性臨床心理士 2名

第2水曜日（午後1時30分～4時30分）

第4火曜日（午後6時～9時）

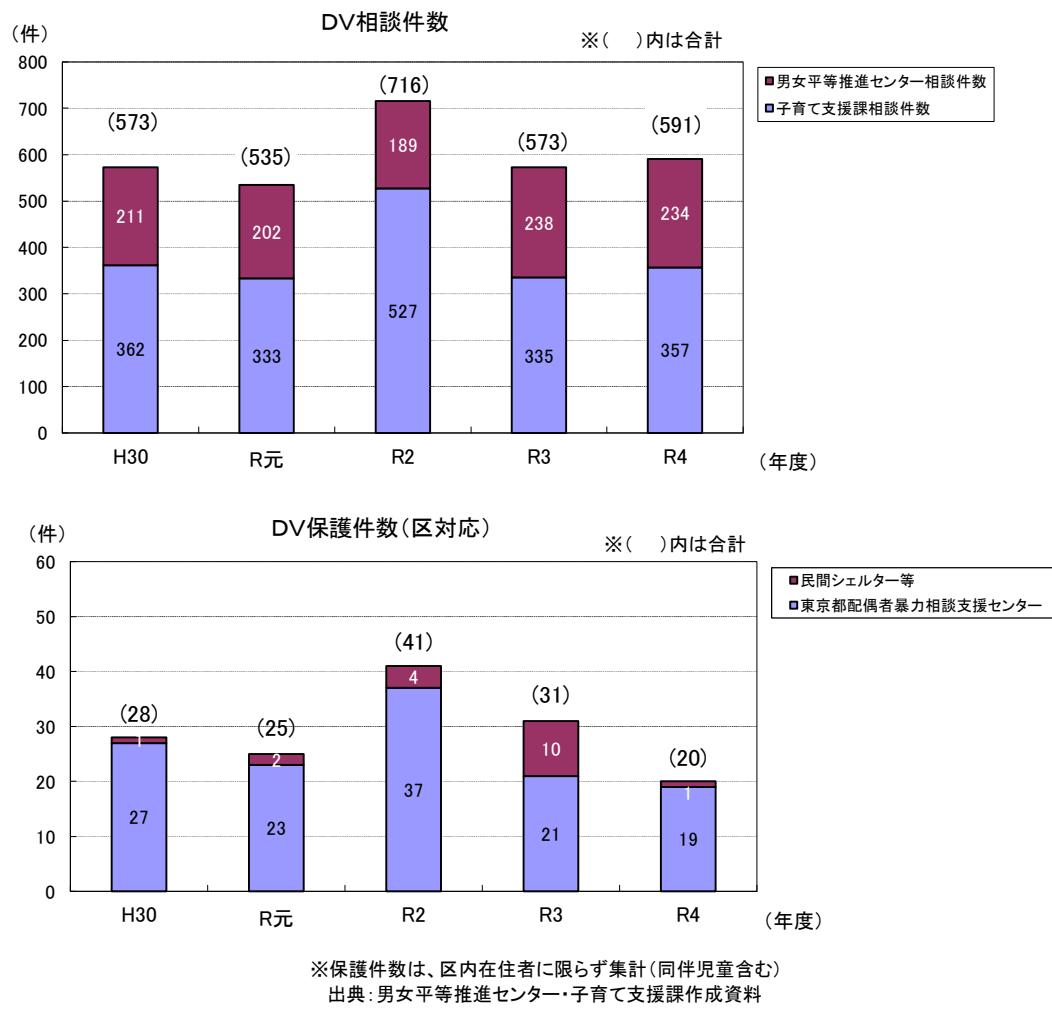
DV相談：女性カウンセラー 1名

第1水曜日（午後6時～9時）



5. DV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談・保護等の状況

DV被害に関する事件の増加に伴い、DVへの社会的な認知度や関心が高まり、法律の改正を含めて国や東京都の取り組みが強化されている。男女平等推進センターのDV防止への日常の啓発活動や子育て支援課の積極的な相談対応に加え、関係機関との連携強化が図られている。平成25年12月には配偶者暴力相談支援センターを立ち上げ、DV被害者への支援をより充実する体制を整えた。DV件数は、平成28年度以降は常に500件を超えており、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等のストレスが起因し、DV相談件数が過去最高となった。令和3年度以降大きな変化はないが、一定数の相談は存在している。



【DV(ドメスティック・バイオレンス)とは】

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの「暴力」を言う。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅す・交友関係の監視・制限などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがある。

基本計画(豊島区基本計画2022-2025) 施策の進捗状況を測る参考指標	現状値 <2020年度>	目標値 <2025年度>	参考値 <2030年度>
DV相談件数【件】	716	1,100	1,680